Ⅰ 沿　革 と 組　織

１　国民健康保険事業の沿革

（1）事業の沿革　1

（2）市域編入状況　15

２　事務機構

（1）機構　16

（2）国保年金課事務分掌　17

（3）職員の配置状況　17

３　国民健康保険運営協議会

（1）委員及び構成　18

（2）開催状況　18

1 国民健康保険事業の沿革

（1）事業の沿革

年 月	事　業　内　容	国　の　施　策
昭 13. 7		国民健康保険法施行
26. 4		地方税法の一部改正 国保税の創設
28. 1	議員建議案が可決、特別調査委員会を設置	
29. 4	国民健康保険事業開始 厚生部健康保険課 国保世帯　１２，３３２世帯 被保険者　６０，１５６人 給付割合　５割 給付期間　２年（結核 ３年） 助産費・葬祭費　500円 保険料（４方式） 課税標準は市民税の所得割	
30. 4	助産費 1,000円に引上げ	
31. 4	初診料・往診料給付	課税額最高額を５万円に改正
32. 4	給付期間を転帰までとする コルセット類も給付 課税標準は市民税の課税総所得金額	
33.12		国民健康保険法の全面改正
34. 1		新法施行（実施を市町村に義務付）
34. 4	看護・移送給付	
36. 4	葬祭費 1,000円に引上げ 健康保険課を国民健康保険課に変更	国民皆保険制度の達成 国庫負担金交付率 20/100 調整交付金交付率　5/100 給付割合　５割
36. 7		医療費 12.5% 引上げ
36.10	給食を給付	結核予防法、精神衛生法適用世帯主の法定 ７割給付
36.12		医療費 2.3% 引上げ
37. 4		助産費補助制度実施 １件当たり2,000×1/3 国庫負担金交付率の改正 20/100 → 25/100
37.12	助産費 2,000円に引上げ	
38. 4		生活保護世帯に属する者を国保から除外
38.10	葬祭費 2,000円に引上げ	世帯主の７割給付 調整交付金交付率の改正 5/100 → 10/100
39. 1	国民健康保険課徴収係を税務課収納係へ移管 （５月収納課となる）	
39. 4	保険料から保険税へ移行	
39. 5	全面機構改革 厚生部を民生部に変更 国民健康保険課賦課係へ税務課、衛生課 予防係、 社会課年金係を吸収、保健年金課を新設	
39. 7	支所駐在保健婦本庁集中管理 窓口事務集中化のため給付係１名､年金係２名 市民課へ出向	
41. 4	岡山診療所を廃止	

年 月	事　業　内　容	国　の　施　策
41. 6		７割給付法制化 国庫負担金交付率の改正 25/100 → 40/100 調整交付金交付率の改正 10/100 → 5/100
42. 4	国保税賦課徴収事務電算処理開始	
42.10	乳児（１歳未満）10割現物給付 助産費　3,000円に引上げ 育児手当金 1,200円支給	
42.12		医療費、医科7.68%・歯科12.65%引上げ
43. 1		全世帯員の７割給付達成
43. 4	給付係１名市民課へ移管	
44. 1	水保診療所を廃止	
44. 9		助産費補助金の改正10,000円×1/3
45. 2		医療費、医科8.77%・歯科9.73%引上げ
45. 4	機構改革により予防係を衛生課へ 立子山診療所を廃止	
45. 7		医療費、医科0.97%引上げ
45. 9	助産費 10,000円に引上げ	
46. 1	80歳以上10割現物給付 大笹生診療所、大波診療所を廃止	
46. 4		賦課限度額８万円に改正
47. 2		医療費、医科・歯科13.7%・薬局6.54%引上げ
47. 4	80歳以上10割給付事業を一般会計へ移管 機構改革により資格係を新設 平田・土湯診療所を廃止	
48. 1		老人福祉法一部改正　老人医療費無料化開始
48. 4	助産費 12,000円、葬祭費 5,000円に引上げ 育児手当金の廃止 国保資格・給付事務の電算処理開始 下川崎診療所を廃止	
48. 7	機構改革により保健係を保健衛生課へ移管、 生活環境部国保年金課となる	
48.10	乳児（１歳未満）10割給付事業を一般会計へ移管	高額療養費支給制度実施(昭和59年9月まで任意給付)
49. 2		医療費、医科19.2%・歯科19.9%・薬局8.5% 引上げ
49. 4	助産費 20,000円、葬祭費 7,000円に引上げ	賦課限度額１２万円に改正 助産費補助金の改正20,000円×1/3
49. 7		医療費、医科16.0%・歯科16.2%・薬局6.6% 引上げ
49.10	高額療養費支給制度実施（任意） 自己負担限度額 30,000円	
50. 4	葬祭費 10,000円に引上げ 高額療養費を口座振替払とする	
50. 7	助産費 40,000円に引上げ	助産費補助金の改正40,000円×1/3
50.10		高額療養費支給制度実施（法制化） 自己負担限度額 30,000円

年 月	事　業　内　容	国　の　施　策
51. 4	助産・葬祭費を口座振替払とする	賦課限度額１５万円に改正
		医療費、医科9.0%・薬局4.9%引上げ
51. 8		医療費、歯科9.6%引上げ 高額療養費自己負担限度額の引上げ 30,000円 → 39,000円 高額療養費支給制度実施（法制化） 自己負担限度額 30,000円
52. 4	高額療養費貸付制度を発足	賦課限度額１７万円に改正
		被保険者の全ての異動に月割賦課
		擬制世帯主課税を廃止
52.10	助産費 60,000円に引上げ	助産費補助金の改正60,000円×1/3
53. 2		医療費、医科9.3%・歯科12.5%・薬局1.6%・ 平均9.6%引上げ
53. 4	全面機構改革により国保保健婦並びに設置費を一般会計移管、保健係を保健指導係と市民医療係に分割 高額療養費貸付事務を一般会計へ移管	国民健康づくり施策(第１次国民健康づくり運動)により 国民健康保険の保健婦を一般会計(一般衛生)へ身分を移管 賦課限度額１９万円に改正
54. 4		賦課限度額２２万円に改正
54.12	助産費 80,000円に引上げ	助産費補助金の改正80,000円×1/3
55. 4		賦課限度額２４万円に改正
56. 4	機構改革により国保年金課は福祉部に、保健衛生課は市民部に、市民税課及び収納課は企画財政部税務事務所所管となる	賦課限度額２６万円に改正
56. 6		医療費、医科8.4%・歯科5.9%・薬局3.8%引上げ 薬価基準18.6%引下げ
57. 3	助産費 100,000円に引上げ	助産費補助金の改正100,000円×1/3
57. 4		賦課限度額２７万円に改正
57. 9		高額療養費自己負担限度額の引上げ 39,000円 → 45,000円 老人医療費対象者及び市民税非課税世帯は39,000円据置
58. 1		薬価基準4.9% 引下げ　医療費ベース1.5% 高額療養費自己負担限度額の引上げ 45,000円 → 51,000円
58. 2	老人保健法の施行に伴い、老人に係る医療事務を福祉課医療助成係へ移管	老人保健法施行　老人保健制度実施 一部負担金の導入 入院１日　300円（２ヶ月限度） 外来１ヶ月 400円 医療費、医科0.29%・歯科0.02%・平均0.2% 引上げ
58. 4		賦課限度額２８万円に改正
59. 3		医療費、医科3.0%・歯科1.1%・薬局1.0% 平均2.8%引上げ 薬価基準16.6%引下げ　医療費ﾍﾞｰｽ5.1%
59. 4	高額医療共同事業に加入 （１件1,000千円以上）	賦課限度額３５万円に改正
59.10		退職者医療制度の創設 高額療養費支給制度の改正 市民税非課税世帯の自己負担限度額の引下げ 39,000円 → 30,000円 世帯合算の実施 同一世帯で30,000円（市民税非課税世帯 21,000円） 多数該当の実施 申請月前１年間に３回以上受給した場合４回目以降 課税世帯　30,000円 非課税世帯　21,000円 長期疾病　10,000円 一般被保険者に対する国庫負担金交付率の改正 医療費×40/100 → 医療給付費×平均給付率×40/100 一般被保険者に対する調整交付金交付率の改正 医療費× 5/100 → 医療給付費×平均給付率×10/100

年 月	事　業　内　容	国　の　施　策
60. 3		医療費、医科3.5%・歯科2.5%・薬局0.2% 平均3.3%引上げ 薬価基準6.0%引下げ 医療費ﾍﾞｰｽ2.1%
61. 3	助産費 130,000円に引上げ	助産費補助金の改正 130,000円×1/3
	高額療養費支払電算処理	
61. 4	葬祭費 15,000円に引上げ	賦課限度額３７万円に改正
		医療費、医科2.5%・歯科1.5%・薬局0.3% 平均2.3%引上げ 薬価基準 5.1%引下げ 医療費ﾍﾞｰｽ1.6%
		５人未満法人事業所の被用者保険適用拡大 （61年度から63年度まで段階的に拡大）
61. 5	療養費支払電算処理	高額療養費自己負担限度額の改正 51,000円 → 54,000円
62. 1		老人保健法の一部改正 一部負担金の引上げ 入院１日　300円 → 400円 期限無し 外来１ヶ月 400円 → 800円
		老人保健拠出金の加入者按分率を80%に引上げ 昭62 ～ 平元 年度　90% 平２ ～　100%
		保険税滞納者に対する給付制限措置の導入 被保険者資格証明書の交付
62. 4	機構改革により国保税賦課事務を市民税課より移管、資格係所管となる 国保税滞納整理事務を収納課より移管、国保収納係を新設	賦課限度額３９万円に改正
62. 5	特例療養費を電算処理	
63. 4	機構改革により飯坂・松川・信夫・吾妻支所の賦課事務を本庁に引上げ	賦課限度額４０万円に改正
		医療費、医科3.8%・薬局1.7%　平均3.4%引上げ 薬価基準10.2%引下げ　医療費ﾍﾞｰｽ2.9%
63. 6		国民健康保険法の一部改正 保険基盤安定制度の創設 高医療費市町村における運営安定化の推進
		高額医療費共同事業の拡充・強化 基準額 100万 → 80万
		老人保健医療費拠出金に対する国庫負担率の見直し 56.1% → 52.3%
63.10	国保税等嘱託徴収員制度を発足 非常勤嘱託 ８名	
	住民情報オンラインに伴い国保オンラインも稼働	
平　元. 4		賦課限度額４２万円に改正
		医療費、医科0.8%・歯科0.32%・薬局1.5% 平均0.11%引上げ 薬価基準2.4%引上げ　医療費ﾍﾞｰｽ0.72%
元. 6		高額療養費自己負担限度額の改正 市民税課税世帯 54,000円 → 57,000円 市民税非課税世帯 30,000円 → 31,800円 （多数該当世帯） 市民税課税世帯 30,000円 → 33,000円 市民税非課税世帯 21,000円 → 22,200円
2. 4		医療費、医科4.0%・歯科1.4%・薬局1.9% 平均3.7%引上げ 薬価基準9.2%引下げ　医療費ﾍﾞｰｽ2.7%
2. 6		国民健康保険法の一部改正 保険基盤安定制度の恒久化 国庫助成の拡充と財政調整機能の強化 老人保健医療費拠出金に対する国庫負担率の見直し 52.3% → 50.0%

年 月	事　業　内　容	国　の　施　策
2. 7	オフラインによる給付記録検索システムの導入	
3. 4	機構改革により国民健康保険課と国民年金課に分割 国保税等嘱託徴収員２名増員し、10名となる レセプト点検専門嘱託員制度発足 　非常勤嘱託３名	賦課限度額４４万円に改正
3. 5		高額療養費自己負担限度額の改正 　市民税課税世帯 　　57,000円 → 60,000円 　市民税非課税世帯 　　31,800円 → 33,600円 　（多数該当世帯） 　市民税課税世帯 　　33,000円 → 34,800円 　市民税非課税世帯 　　22,200円 → 23,400円
4. 1		老人保健法の一部改正 　一部負担金の引上げ 　　入院１日　400円 → 600円 　　5･6年度が700円 　　7年度以降スライド 　　外来１ヶ月800円 → 900円 　　5･6年度が1,000円 　　7年度以降スライド 　老人訪問看護制度の創設
4. 4	助産費 240,000円に引上げ	賦課限度額４６万円に改正
	葬祭費　30,000円に引上げ	助産費補助金の改正と一般財源化 　130,000円×1/3 → 240,000円×1/3
	国保税暫定賦課を廃止、７月本賦課、毎月納期で ２月までの８回とする	市町村の事務費負担金のうち職員給与費相当分及び助成費 補助金の一般財源化
	国民健康保険新オンラインシステムの開発	国保財政安定化支援事業の創設
	滞納者の実態把握と効率的滞納整理推進のため ＬＡＮシステムを導入	国保特別対策費補助金の新設
		医療費、医科5.4%・歯科2.7%・薬局1.9% 平均5.2%引上げ 薬価基準8.1%引下げ 医療費ﾍﾞｰｽ2.4%・歯科材料医療費 ﾍﾞｰｽ0.1%引下げ
		老人保健法の一部改正 　老人訪問看護制度の創設 　老人訪問看護療養費等に対する公費負担割合の引上げ 　　30.0% → 50.0%
4. 9		医療保険審議会設置
5. 4	機構改革により国民健康保険課は福祉部から	賦課限度額５０万円に改正
	市民生活部の所管となる	国民健康保険法の一部改正 　国保財政安定化支援事業の拡充・制度化 　保険基盤安定制度国庫負担を5・6年度に限り暫定措置 　　国庫負担定率1/2 → 定額化負担に変更　100億円
	新オンラインシステムの一部稼働	老人加入率20%超保険者に対する財政支援措置
		市町村国保事務費のうち賃金等の一般財源化
5. 5		高額療養費自己負担限度額の改正 　市民税課税世帯 　　60,000円 → 63,000円 　市民税非課税世帯 　　33,600円 → 35,400円 　（多数該当世帯） 　市民税課税世帯 　　34,800円 → 37,200円 　市民税非課税世帯 　　23,400円 → 24,600円
6. 4		市町村の事務費負担金の一部について一般財源化
		医療費、医科5.2%・歯科2.3%・調剤2.1%・ 平均4.8%引上げ（10月１日から､1.5%引上げ含む） 薬価基準6.6%引下げ（医療費ﾍﾞｰｽ2.1%引下げ）

年 月	事　　業　　内　　容	国　　の　　施　　策
6.10	出産育児一時金 300,000円に引上げ 葬祭費　　50,000円に引上げ 改正年 / 金額（円） 昭和２９年　４月 / 500 昭和３６年　４月 / 1,000 昭和３８年１０月 / 2,000 昭和４８年　４月 / 5,000 昭和４９年　４月 / 7,000 昭和５０年　４月 / 10,000 昭和６１年　４月 / 15,000 平成　４年　４月 / 30,000 平成　６年１０月 / 50,000	助産費基準額24万と育児手当金を包括して、(助産費廃止) 出産育児一時金の創設、基準額を30万に引上げ 老健施設の整備に拠出金制度創設 入院時食事療養費制度の導入 国民健康保険医等の保険医等への統合 療養取扱機関の保険医療機関等への統合
7. 4		賦課限度額５２万円に改正 住所地特例措置　社会福祉施設の措置入所 高額医療費共同事業の拡充 保険料軽減制度の拡充（２割軽減の実施） 保険基盤安定制度国庫負担の定額負担化の継続とともに 国庫負担額の増額 老人保健法の一部改正 一部負担金の引上げ 外来１ヶ月1,000円→1,010円 老人加入率上限・下限の改正 上限20%→平７年度　22% 平８年度以降24%～26%、３年後に見直し 下限1.0%→1.5% ただし、平７年度以降見直しが行われるまで1.4% 公費５割負担の老人医療費の対象拡大 看護・介護体制の整った診療所の入院医療費 公費５割対象
7. 7		住所地特例措置　精神の措置入院、結核の命令入所 精神・結核の医療費の公費優先から保険優先への見直し
7.10	幼児（１歳以上３歳未満）10割現物給付	
8. 4		医療費、医科3.6%・歯科2.2%・調剤1.3%・平均3.4%引上げ 薬価基準6.8%引下げ（医療費ﾍﾞｰｽ2.0%引下げ） 特定保険医療材料医療費ﾍﾞｰｽ0.1%引下げ 再算定等医療費ﾍﾞｰｽ0.5%引下げ 老人保健法の一部改正 一部負担金の引上げ 入院　１日　700円→　710円 外来１ヶ月1,010円→1,020円 保険料軽減制度の拡充（７割・５割軽減の実施） 保険基盤安定制度国庫負担金の増額
8. 6		高額療養費自己負担限度額の改正 市民税課税世帯 63,000円 → 63,600円
9. 4		賦課限度額５３万円に改正 医療費 1.7%引上げ 消費税対応分 0.77%引上げ （医科0.32%・歯科0.43%・調剤0.15%） 合理化対応分 0.93%引上げ （医科0.99%・歯科0.32%・調剤1.00%） 薬価基準4.4%引下げ（医療費ﾍﾞｰｽ1.32%引下げ） 国民健康保険法の一部改正 国保財政安定化支援事業の継続（平成11年度まで） 保険基盤安定制度の国庫負担の段階的復元 平成10年度まで定額負担継続 平成11年度に定率(1/2)復元

年 月	事　業　内　容	国　の　施　策
9. 6		診療報酬明細書等の被保険者への開示を認める
		医療保険審議会と老人保健福祉審議会を統合し、 医療保険福祉審議会を設置
9. 7	被保険者証・納税通知書の番号を６桁に変更	
9. 9		健康保険法等の一部改正 　外来薬剤費別途負担の創設
		保険基盤安定制度国庫負担の定額負担化の継続とともに 国庫負担額の増額
		老人保健法の一部改正 　一部負担金の引上げ 　　入院　１日　710円→1,000円 　　（10年度 1,100円、11年度 1,200円） 　　外来１ヶ月1,020円 →　１回 500円（月４回限度）
9.12		介護保険法成立・公布（平成12年４月施行）
10. 4	国民健康保険税の基礎課税額算定から、資産割額を 除く。（資産割廃止）	医療費 平均1.5%引上げ 　（医科1.5%・歯科1.5%・調剤0.7%） 薬価基準9.7%引下げ（医療費ﾍﾞｰｽ2.7%引下げ） 特定保険医療材料　医療費ﾍﾞｰｽ0.1%引下げ
		市町村事務費負担金の一般財源化（平成10年度分から）
		退職者に係る老人保健医療費拠出金の１／２を退職者 医療制度（被用者保険）で負担
		老人保健医療費拠出金の算定方法の見直し 老人加入率上限 25%→30%に改定
10. 7	国保税税額変更の翌月化（従来２カ月後）	
10.10	保健福祉センター開設に伴う機構改革により 市民健康課を生涯健康課に変更、老人医療係は 高齢福祉課から社会福祉課の所管となる	
	診療報酬明細書等を開示	
11. 4	吾妻支所庭坂・庭塚・水保出張所を廃止	老人保健法の一部改正 　一部負担金の引上げ 　　外来　１回 500円→530円（月４回限度）
11. 7	乳幼児10割現物給付の対象年齢を1歳引上げ(4歳未満)	臨時特例措置として老人の薬剤一部負担金を国が負担
		保険基盤安定制度国庫負担金の1/2定率負担への復元
11.10	国保日帰り人間ドック事業実施	
	短期被保険者証交付事業実施	
12. 4		介護保険法施行 　介護納付金賦課限度額７万
		資格証明書交付法制義務化
		診療報酬 平均1.9%引上げ 　（医科2.0%・歯科2.0%・調剤0.8%） 薬価基準7.0%引下げ（医療費ﾍﾞｰｽ1.7%引下げ）
12.10	滞納整理ＬＡＮシステムに替え、収納支援システム の導入	
13. 1		療養給付一部改正 　入院時の食事療養費 （一般） 1日 760円→780円 　薬剤費負担現行制度を2003年3月まで延長
		海外療養費の新設
		住所地特例の拡大
		老人保健制度の改正（一部負担金の見直し） 　外来 １日530円（月5回以降無料）→ 　ベッド数20未満の診療所：1日800円（月5回以降無料） 　の定額負担又は、1割定率負担（上限3,000円） 　ベッド数20以上の病院：1割定率負担（上限3,000円） 　ベッド数200以上の病院：1割定率負担（上限5,000円） 　入院 １日1,200円（低所得者500円）→1割定率負担 　　上限 一般：月37,200円、低所得者：月24,600円 　　低所得者で老齢福祉年金受給者：月15,000円 　訪問看護 1日250円→1割定率負担又は1日600円 　　上限 月3,000円

年 月	事　業　内　容	国　の　施　策
13. 1		高額療養費の改正 市民税非課税世帯：現行どおり35,400円 一般：63,600円→63,600円+318,000を超えた分の1% 上位所得者（基礎控除後の総所得金額6,700,000円以上の世帯）：63,600円→ 121,800円+609,000円を超えた分の1%
13. 3	運営協議会の公益代表委員から市議会議員辞退	
13. 4	乳幼児10割現物給付の対象年齢引上げ（就学前まで） 被保険者資格証明書交付事業実施	
14. 4	機構改革により国民健康保険課は市民生活部国保年金課の所管となる。 出産費資金貸付事業実施 （福島市出産費資金貸付基金の創設）	診療報酬の改定 診療報酬(医科、歯科、調剤)1.3%引下げ 薬価等1.4%引下げ 老人保健法の規定に基づく自己負担額の改定 70歳以上の一部負担金の見直し 外来 ・定額制の診療所 1日800円(月5回以降無料)→1日850円(月5回以降無料) ・病院及び定率制の診療所 医療機関で院外処方せんを交付されなかった方 医療機関　3,000円→3,200円 ベット数が200床以上ある病院 5,000円→5,300円 医療機関で院外処方せんを交付された方 医療機関　1,500円→1,600円 薬局　1,500円→1,600円 ベット数が200床以上ある病院 医療機関　2,500円→2,650円 薬局　2,500円→2,650円 訪問介護 1割定率負担又は1日600円　上限月3,000円 →1割定率負担又は1日640円　上限月3,200円 療養給付費の会計年度所属区分の改正 ・療養給付費を4月～3月ベースから3月～2月ベースに改めることにより平成14年度のみ11ヶ月予算となる。 （地方自治法施行令の一部改正）
14.10		老人保健制度改正（対象年齢の見直し） 受給年齢が75歳以上に引上げ等 一部負担金の見直し ３歳未満乳幼児　２割 70歳以上　１割(一定以上所得者は２割) 高額療養費に係る自己負担限度額の見直し ① 70歳未満自己負担限度額 一般=72,300円+(医療費-361,500円)×0.01 上位所得者=139,800円+(医療費-699,000円)×0.01 世帯合算対象基準額=21,000円 多数該当4回目以降=40,200円(上位所得者77,700円) ② 70歳以上自己負担限度額

	外来(個人ごと)	外来・入院(世帯単位)
一定以上所得者	40,200円	70歳未満一般と同じ (多数該当4回目以降=40,200円)
一般	12,000円	40,200円
低所得者 Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者 Ⅰ	8,000円	15,000円

入院の場合高額療養費現物給付
70歳未満と70歳以上がいる世帯は、世帯全体で計算

老人保健医療費拠出金の算定方法の見直し
退職被保険者等に係る医療費拠出金は、退職者医療制度(被用者保険)で全額負担
老人加入割合上限(30%)撤廃
公費負担増(30%→毎年4%増で50%まで)

国保広域化等支援基金の創設

保険料の不均一賦課(合併市町村対象)

15. 4	機構改革により市民部と部名変更及び老人医療係が編入、国保年金課所管となる。 介護第１号被保険者分徴収事務分離、長寿福祉課へ	介護納付金賦課限度額８万 退職被保険者等の一部負担金の見直し 一部負担金が３割 特例療養費の廃止

<table>
<tr><th>年 月</th><th>事　業　内　容</th><th>国　の　施　策</th></tr>
<tr><td>15. 4</td><td></td><td>外来薬剤一部負担金の廃止

高額療養費の見直し
　70歳未満自己負担限度額
　一般=72,300円+(医療費-241,000円)×0.01
　上位所得者=139,800円+(医療費-466,000円)×0.01

保険基盤安定制度の拡充(保険者支援制度の創設)

高額医療費共同事業の充実・制度化

保険税算定方法改正(地方税法改正)

保険料の徴収の私人委託(指定市区町村)

療養給付費等拠出金の算定見直し(総報酬制)</td></tr>
<tr><td>16. 4</td><td>健康優良世帯表彰の２ヵ年無受診世帯表彰廃止
（１ヵ年無受診世帯表彰は継続）

医療費通知毎月から２ヶ月毎に変更</td><td>保険税算定方法改正(地方税法改正)
　長期譲渡所得の特別控除廃止

診療報酬の改定
　薬価等1.0%引下げ</td></tr>
<tr><td>17. 4</td><td></td><td>都道府県財政調整交付金の導入に伴う国庫負担の見直し
　県調整交付金制度の設立　7/100(平成17年度は5/100)
　国庫負担金交付率の改正　40/100→34/100
　　(平成17年度は36/100)
　国調整交付金交付率の改正 10/100→ 9/100</td></tr>
<tr><td>17. 6</td><td>国保総合健康づくり支援事業実施(４事業)</td><td></td></tr>
<tr><td>18. 4</td><td>国保ヘルスアップ事業実施</td><td>介護納付金賦課限度額９万

診療報酬の改定
　診療報酬(医科、歯科、調剤)1.36%引下げ
　薬価等1.8%引下げ

入院時の食事療養自己負担額を１食単位に変更
　一般　　260円
　非課税世帯及び低所得世帯Ⅱ 90日までの入院　210円
　非課税世帯及び低所得世帯Ⅱ 90日を超える入院 160円
　低所得者Ⅰ　100円

高額医療費共同事業の変更
　１件当たりの交付基準額　　70万円→80万円
　交付金額　　交付基準額を超える額の6/10→59/100</td></tr>
<tr><td>18.10</td><td>出産育児一時金　350,000円に引上げ</td><td>老人保健制度一定以上所得者の一部負担金の見直し
　一部負担金が３割

高額療養費自己負担限度額の改定
　一定以上所得者の一部負担割合が３割

○70歳以上の方(老人医療を含む)
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="2">入院及び世帯ごとの限度額</th><th rowspan="2">4回以上
(過去12ヶ月)</th></tr>
<tr><th>外来(個人ごとに計算)</th><th></th></tr>
<tr><td colspan="2">一定以上所得者</td><td>44,400円</td><td>80,100円＋
(医療費-267,000円)×0.01</td><td>44,400円</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般</td><td>12,000円</td><td>44,400円</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">低所得者</td><td>Ⅱ</td><td rowspan="2">8,000円</td><td>24,600円</td><td>－</td></tr>
<tr><td>Ⅰ</td><td>15,000円</td><td>－</td></tr>
</table>
○世帯全体(老人医療を除く)
<table>
<tr><th></th><th>過去12ヶ月以内に
1回目から3回目</th><th>4回目以降の限度額
(多数)</th></tr>
<tr><td>上位所得者</td><td>150,000円＋
(医療費-500,000円)×0.01</td><td>83,400円</td></tr>
<tr><td>一般世帯</td><td>80,100円＋
(医療費-267,000円)×0.01</td><td>44,400円</td></tr>
<tr><td>市民税非課税世帯</td><td>35,400円</td><td>24,600円</td></tr>
</table>
入院時生活療養費の創設
　療養病床に入院する70歳以上の食費・居住費負担
　一般　　食費(1食)460円　居住費(1日)320円
　非課税世帯及び低所得世帯Ⅱ
　　食費(1食)210円　居住費(1日)320円
　低所得者Ⅰ　　食費(1食)130円　居住費(1日)320円</td></tr>
<tr><td>18.10</td><td></td><td>保険財政共同安定化事業の創設
　１件当たりの交付基準額　　30万円～80万円
　交付金額　　交付基準額を超える額の 59/100</td></tr>
</table>

年 月	事　業　内　容	国　の　施　策
19. 4	出産育児一時金受取代理制度発足	賦課限度額５６万円に改正 高額療養費の70歳未満入院時医療費の現物給付開始
19.10	被保険者証カード化の開始 小学生10割現物給付の開始	
20. 3	福島市国民健康保険特定健康診査等実施計画策定	
20. 4	機構改革により国保収納係が国保納税係に、老人医療係が高齢者医療係に変更となる。	後期高齢者医療制度施行 国保税の課税が「基礎課税額」「後期高齢者支援金等課税額」「介護納付金課税額」の三本立となる。 賦課限度額　基礎課税　４７万円 後期高齢者支援金　１２万円 介護納付金　９万円 退職者医療制度の廃止に伴う経過措置 平成２６年度までの間における６５歳未満の退職者を対象とする経過措置 高齢者医療制度創設に伴う医療給付費の財政調整 後期高齢者支援金・前期高齢者納付金の創設 特定健診・特定保健指導を医療保険者に義務化 一部負担金の改正 70歳以上　１割→２割(20.4～22.3は、改正凍結) ※　一定以上所得者は、３割負担 乳幼児の２割負担措置の拡大 ３歳未満→義務教育就学前 療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の見直し (65歳まで拡大)
20. 4		高額医療・高額介護合算制度の創設 診療報酬の改定 診療報酬(医科、歯科、調剤)0.38%引上げ 薬価等1.2%引下げ
20. 7	飯野町との合併。不均一課税(H20.～H22年度まで) 福島市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第1期計画）に基づき特定健康診査・特定保健指導開始	
21. 1	産科医療補償制度創設に伴い、出産育児一時金30,000円加算（350,000円＋30,000円）	
21. 4		介護納付金賦課限度額１０万
21. 6	新住民情報システムＣＯＫＡＳ－Ｘ導入	
21. 7	国民健康保険連合会共同電算加入	「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」公布 （平成22年7月17日から施行）
21. 8	高齢受給者証カード化の開始	
21.10	出産育児一時金　390,000円に引上げ 産科医療補償制度加入医療機関での分娩は420,000円 国保税の年金からの特別徴収開始	出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度開始
22. 3	出産費資金貸付事業廃止	
22. 4	福島市分均等割・平等割賦課軽減割合の見直し （７・５・２割軽減）	基礎課税賦課限度額　５０万円 後期高齢者支援金賦課限度額　１３万円 非自発的失業者の課税の特例 （前年の給与所得を３０／１００とみなして計算） 診療報酬の改定 診療報酬(医科、歯科、調剤)1.55%引上げ 薬価等1.36%引下げ

年月	事業内容	国の施策
22. 7		高校生世代への資格証明書の交付見直し
23. 3	東日本大震災による被保険者に対する国民健康保険税の減免実施	
23. 4	出産育児一時金　390,000円の恒久化	基礎課税賦課限度額　５１万円 後期高齢者支援金賦課限度額　１４万円 介護納付金賦課限度額　１２万円
23. 7	国民健康保険税改正 旧飯野町の税率統一 医療分 福島市 旧飯野町 後期高齢者支援分 福島市 旧飯野町 介護分 福島市 旧飯野町	
23.10	福島市子ども医療費の助成に関する条例の施行 （10割現物給付の対象年齢を中学生まで引上げ）	
24. 4	国民健康保険税納税推進員制度を発足 常勤嘱託　５名 国民健康保険税のゆうちょ銀行での納付を導入	診療報酬の改定 診療報酬(医科、歯科、調剤)1.379%引上げ 薬価等1.375%引下げ 東日本大震災に係る 被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長 高額療養費の70歳未満外来時医療費の現物給付開始
24. 7	納税通知書単票化の開始	
24.10	福島市子ども医療費の助成に関する条例の施行 （10割現物給付の対象年齢を18歳以下まで引上げ） 国民健康保険税の納税コールセンターを開設	
25. 4	国民健康保険税のコンビニ納付を導入 福島市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第2期計画）に基づき特定健康診査・特定保健指導開始	特定世帯における国民健康保険税軽減期間の延長 特定世帯の世帯別平等割額を最初の５年間世帯割額を２分の１にする措置に加え、軽減割合を現行の半分（４分の１）として、３年間延長する。
25. 8	国民健康保険の適正適用における年金ネットの利用開始	
25.10	ペイジー口座振替受付サービスを開始	
26. 3	健康優良世帯表彰廃止	
26. 4	均等割・平等割軽減判定所得の見直し （５・２割軽減）	後期高齢者支援金賦課限度額　１６万円 介護納付金賦課限度額　１４万円 診療報酬の改定 診療報酬(医科、歯科、調剤)0.73%引上げ 薬価等0.63%引下げ
27. 1	出産育児一時金　404,000円に引上げ 産科医療補償制度加入医療機関での分娩は420,000円 〔改定経過〕 ※平成6年10月から『助産費』→『出産育児一時金』に名称変更 ※平成27年1月から産科医療補償制度加入機関での出産については16,000円加算	高額療養費支給制度の改正 70歳未満の自己負担限度額の改正

医療分
福島市

	所得割	均等割	平等割
２２年度	7.3%	16,500円	18,200円
２３年度	7.8%	17,800円	19,700円

旧飯野町

	所得割	均等割	平等割
２２年度	6.5%	14,300円	15,700円
２３年度	7.8%	17,800円	19,700円

後期高齢者支援分
福島市

	所得割	均等割	平等割
２２年度	2.7%	5,700円	6,100円
２３年度	2.9%	6,000円	6,600円

旧飯野町

	所得割	均等割	平等割
２２年度	2.7%	5,700円	6,100円
２３年度	2.9%	6,000円	6,600円

介護分
福島市

	所得割	均等割	平等割
２２年度	2.1%	6,700円	4,800円
２３年度	2.5%	7,800円	5,700円

旧飯野町

	所得割	均等割	平等割
２２年度	2.1%	6,700円	4,800円
２３年度	2.5%	7,800円	5,700円

〔改定経過〕

改正年	金額（円）
昭和29年 4月	500
30年 4月	1,000
37年12月	2,000
42年10月	3,000
45年 9月	10,000
48年 4月	12,000
49年 4月	20,000
50年 7月	40,000
52年10月	60,000
54年12月	80,000
57年 3月	100,000
61年 3月	130,000
平成 4年 4月	240,000
6年10月	300,000
18年10月	350,000
21年10月	390,000
27年 1月	404,000

高額療養費支給制度の改正
70歳未満の自己負担限度額の改正

区分	自己負担限度額	4回目以降の限度額（多数）
上位所得者【ア】〔901万円超〕	252,600円＋(医療費－842,000円)×0.01	140,100円
上位所得者【イ】〔600万円超901万円以下〕	167,400円＋(医療費－558,000円)×0.01	93,000円
一般世帯【ウ】〔210万円超600万円以下〕	80,100円＋(医療費－267,000円)×0.01	44,400円
一般世帯【エ】〔210万円以下〕	57,600円	44,400円
市民税非課税世帯のかた等【オ】	35,400円	24,600円

※〔 〕内は「総所得金額等」=総所得金額（収入総額-必要経費-給与所得控除-公的年金等控除等）-基礎控除（33万円）

<table>
<tr><th>年 月</th><th>事　業　内　容</th><th>国　の　施　策</th></tr>
<tr><td>27. 3</td><td>福島市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定</td><td></td></tr>
<tr><td>27. 4</td><td>均等割・平等割軽減判定所得の見直し
（５・２割軽減）
機構改革により国保納税係が分離、納税課所管となる。</td><td>基礎課税賦課限度額　５２万円
後期高齢者支援金賦課限度額　１７万円
介護納付金賦課限度額　１６万円</td></tr>
<tr><td>28. 4</td><td>均等割・平等割軽減判定所得の見直し
（５・２割軽減）
機構改革により市民安全部と名称変更</td><td>基礎課税賦課限度額　５４万円
後期高齢者支援金賦課限度額　１９万円

診療報酬の改定
診療報酬(医科、歯科、調剤)0.49%引上げ
薬価1.22%引下げ</td></tr>
<tr><td>29. 8</td><td></td><td>高額療養費支給制度の改正
70歳以上の自己負担限度額の改正
（平成29年8月診療分から平成30年7月診療分まで）
<table>
<tr><th>区分</th><th>外来(個人単位)の限度額</th><th>外来＋入院(世帯単位)の限度額</th><th>４回目以降の限度額（多数）</th></tr>
<tr><td>現役並み所得者</td><td>57,600円</td><td>80,100円
＋(医療費－267,000円)×0.01</td><td>44,400円</td></tr>
<tr><td>一般世帯</td><td>14,000円
(年間14.4万円上限)</td><td>57,600円</td><td>44,400円</td></tr>
<tr><td>低所得者Ⅱ</td><td>8,000円</td><td>24,600円</td><td>－</td></tr>
<tr><td>低所得者Ⅰ</td><td>8,000円</td><td>15,000円</td><td>－</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>30. 3</td><td>福島市国民健康保険第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定
福島市国民健康保険第３期特定健康診査等実施計画の策定</td><td></td></tr>
<tr><td>30. 4</td><td>均等割・平等割軽減判定所得の見直し
（５・２割軽減）</td><td>都道府県が財政運営の責任主体となり、県が策定した運営方針のもと中心的役割を担う。

基礎課税賦課限度額　５８万円

診療報酬の改定
診療報酬(医科、歯科、調剤)0.55%引上げ
薬価1.65%引下げ</td></tr>
<tr><td>30. 7</td><td>国民健康保険税改正
医療分
<table>
<tr><th></th><th>所得割</th><th>均等割</th><th>平等割</th></tr>
<tr><td>２９年度</td><td>7.8%</td><td>17,800円</td><td>19,700円</td></tr>
<tr><td>３０年度</td><td>7.6%</td><td>17,900円</td><td>18,900円</td></tr>
</table></td><td></td></tr>
<tr><td>30. 8</td><td></td><td>高額療養費支給制度の改正
70歳以上の自己負担限度額の改正
（平成30年8月診療分から）
<table>
<tr><th>所得区分
（適用区分）</th><th colspan="2">外来(個人単位)の限度額</th><th>外来＋入院(世帯単位)の限度額</th><th>４回目以降の限度額（多数）</th></tr>
<tr><td>現役並み所得者Ⅲ
（課税所得690万円以上）</td><td colspan="2">252,600円＋(医療費の総額－842,000円)×0.01</td><td></td><td>140,100円</td></tr>
<tr><td>現役並み所得者Ⅱ
（課税所得380万円以上690万円未満）</td><td colspan="2">167,400円＋(医療費の総額－558,000円)×0.01</td><td></td><td>93,000円</td></tr>
<tr><td>現役並み所得者Ⅰ
（課税所得145万円以上380万円未満）</td><td colspan="2">80,100円＋(医療費の総額－267,000円)×0.01</td><td></td><td>44,400円</td></tr>
<tr><td>一般世帯</td><td>18,000円
(年間14.4万円上限)</td><td></td><td>57,600円</td><td>44,400円</td></tr>
<tr><td>低所得者Ⅱ</td><td colspan="2">8,000円</td><td>24,600円</td><td>－</td></tr>
<tr><td>低所得者Ⅰ</td><td colspan="2">8,000円</td><td>15,000円</td><td>－</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>31. 4</td><td>均等割・平等割軽減判定所得の見直し
（５・２割軽減）

機構改革により市民・文化スポーツ部と名称変更</td><td>基礎課税賦課限度額　６１万円</td></tr>
<tr><td>令　元. 10</td><td>令和元年台風第19号関連災害による被災者に対する国民健康保険窓口一部負担金の減免実施</td><td>診療報酬の改定
診療報酬(医科、歯科、調剤)0.41%引上げ
薬価0.51%引下げ</td></tr>
<tr><td>元. 11</td><td>令和元年台風第19号関連災害による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の施行</td><td></td></tr>
<tr><td>2. 4</td><td>国保被保険者の保健事業が健康福祉部保健所健康推進課へ移管

均等割・平等割軽減判定所得の見直し
（５・２割軽減）</td><td>基礎課税賦課限度額　６３万円
介護納付金賦課限度額　１７万円</td></tr>
<tr><td>2. 5</td><td>国民健康保険条例改正
（新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例施行</td><td>国特別調整交付金（県支出金）交付対象　補助率10/10

診療報酬の改定
診療報酬(医科、歯科、調剤)0.55%引上げ
薬価0.99%引下げ</td></tr>
<tr><td>3. 2</td><td>令和３年福島県沖地震関連災害による被災者に対する国民健康保険窓口一部負担金の減免実施</td><td></td></tr>
</table>

年 月	事　　業　　内　　容	国　　の　　施　　策
3. 3	令和３年福島県沖地震関連災害による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例施行	
3. 4	国保被保険者の保健事業が健康福祉部保健所保健予防課へ移管	
3. 4	国民健康保険税の子ども減免（世帯の１８才以下２人目以降の均等割減免）実施 均等割・平等割軽減判定所得の見直し（７・５・２割軽減）	
3. 7	国民健康保険税率の見直し方針の策定 国民健康保険税改正 医療分　所得割 6.70%　均等割 17,900円　平等割 18,300円 支援分　所得割 2.80%　均等割 6,700円　平等割 7,000円 介護分　所得割 3.80%　均等割 11,900円　平等割 7,900円	
4. 1	出産育児一時金　408,000円に引上げ 産科医療補償制度加入医療機関での分娩は420,000円	
4. 3	令和４年福島県沖地震関連災害による被災者に対する国民健康保険窓口一部負担金の減免実施 令和４年福島県沖地震関連災害による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例施行 高額療養費貸付基金の廃止	
4. 4	機構改革により庶務係と国保給付係が統合され、総務給付係となる。 国民健康保険税の未就学児均等割軽減実施	基礎課税賦課限度額　６５万円 後期高齢者支援金賦課限度額　２０万円 未就学児均等割軽減の公費負担　国1/2、県1/4、市1/4 診療報酬の改定 診療報酬(医科、歯科、調剤)0.43%引上げ 薬価1.35%引下げ
4. 7	国民健康保険税改正 医療分　所得割 6.60%　均等割 18,700円　平等割 18,300円 支援分　所得割 2.70%　均等割 7,300円　平等割 7,200円 介護分　所得割 2.80%　均等割 10,000円　平等割 6,200円	
5. 1	出産育児一時金　488,000円に引上げ 産科医療補償制度加入医療機関での分娩は500,000円	
5. 4	均等割・平等割軽減判定所得の見直し （５・２割軽減） 国民健康保険税の子ども減免（世帯の１８才以下２人目以降の均等割減免）所得制限なしで実施	後期高齢者支援金賦課限度額　２２万円
5. 7	国民健康保険税改正 医療分　所得割 6.50%　均等割 19,700円　平等割 18,300円 支援分　所得割 2.60%　均等割 7,800円　平等割 7,200円 介護分　所得割 2.60%　均等割 10,000円　平等割 6,200円	
6. 1	産前産後期間における国民健康保険税免除実施 COKAS-ｉ国民健康保険システム導入	産前産後期間における所得割額及び均等割額軽減の公費負担 国1/2、県1/4、市1/4
6. 3	福島市国民健康保険第３期保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定 福島市国民健康保険第４期特定健康診査等実施計画の策定	
6. 4	均等割・平等割軽減判定所得の見直し（５・２割軽減）	後期高齢者支援金賦課限度額　２４万円
6. 7	国民健康保険税改正 医療分　所得割 6.50%　均等割 20,700円　平等割 18,300円 支援分　所得割 2.50%　均等割 7,800円　平等割 7,200円 介護分　所得割 2.40%　均等割 10,000円　平等割 6,200円	
6. 9	被保険者証の更新時に加入者情報（個人番号下４桁）を記載し送付	加入者情報（個人番号下４桁）の送付

<table>
<tr><th>年 月</th><th>事　　業　　内　　容</th><th>国　　の　　施　　策</th></tr>
<tr><td>6. 12</td><td>マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行
従来の保険証は有効期限（令和7年9月30日）まで有効</td><td>マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行
１２月２日以降従来の健康保険証の新規発行を停止し、
マイナ保険証を保有している被保険者には「資格情報の
お知らせ」を交付
マイナ保険証を保有していない被保険者には「資格確認書」
を交付
短期被保険者証の仕組みの廃止
被保険者資格証明書の交付に代えて、特別療養費の支給に
変更する旨の事前通知を行う仕組みに変更</td></tr>
<tr><td>7. 4</td><td>均等割・平等割軽減判定所得の見直し（５・２割軽減）</td><td>基礎課税賦課限度額　　６６万円
後期高齢者支援金賦課限度額　２６万円</td></tr>
<tr><td>7. 7</td><td>国民健康保険税改正
<table><tr><th></th><th>所得割</th><th>均等割</th><th>平等割</th></tr><tr><td>医療分</td><td>6.50%</td><td>21,700円</td><td>18,300円</td></tr><tr><td>支援分</td><td>2.50%</td><td>9,500円</td><td>7,200円</td></tr><tr><td>介護分</td><td>2.40%</td><td>10,000円</td><td>6,200円</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td>7. 9</td><td>資格確認書の有効期間の変更</td><td>例年9月30日有効期限で一斉発行していた資格確認書を
高齢者受給者証の期限に合わせて、令和8年7月31日へ変更</td></tr>
</table>

（2）市域編入状況

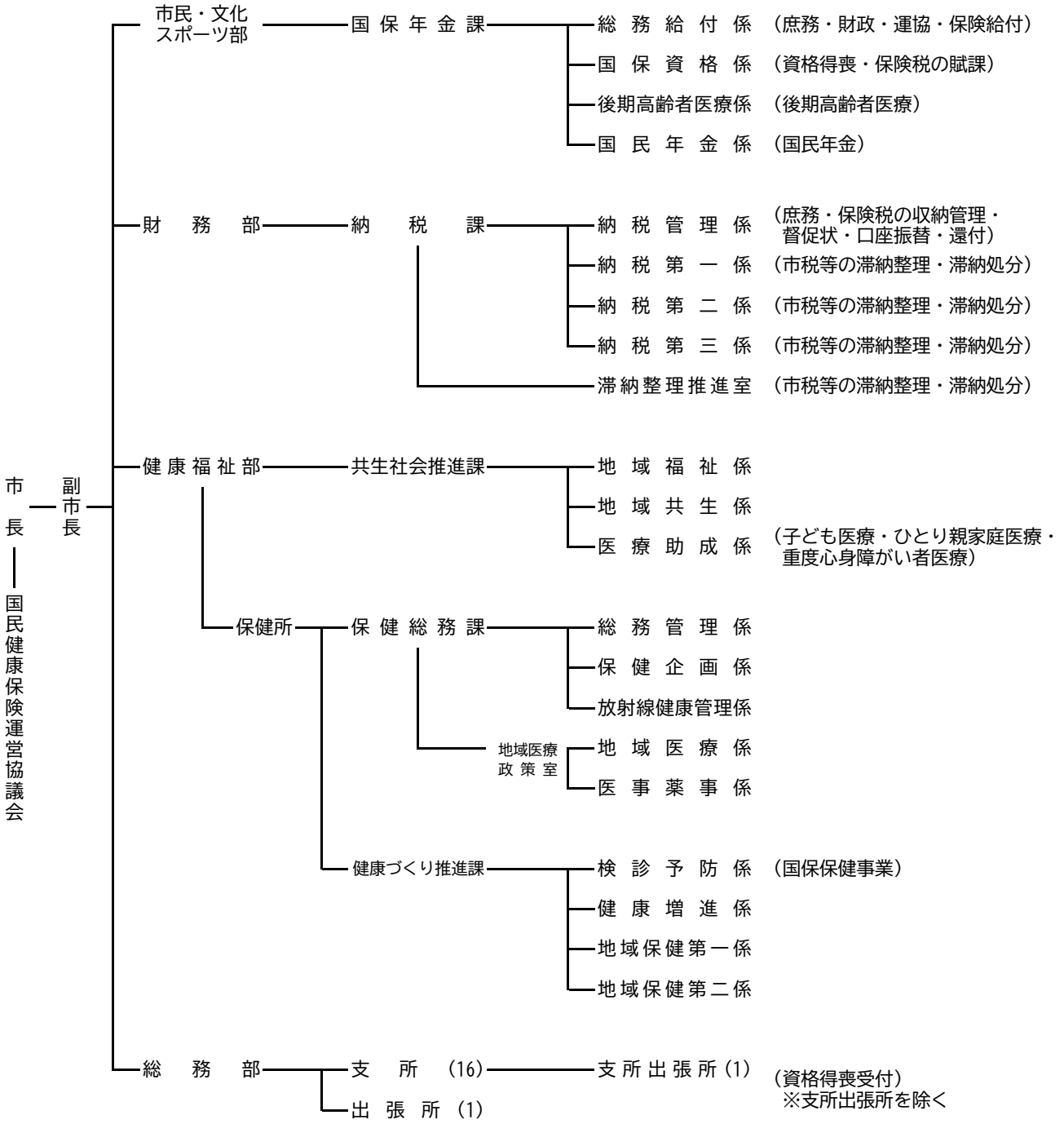
（単位：㎢・世帯・人）

編 入 年 月 日	編 入 町 村	編 入 面 積	編入後 面積	編入国保 世 帯	編入被 保険者
明治40年 4月 1日 市制施行			8.82		
昭和22年 2月11日 編入	信夫郡 渡利村	17.49	26.31		
〃	〃 杉妻村	12.04	38.35		
昭和22年 3月10日 編入	〃 清水村	9.20	47.55		
〃	〃 岡山村	13.09	60.64		
〃	〃 鎌田村	6.55	67.19		
〃	〃 瀬上町	3.55	70.74		
昭和29年 3月31日 編入	〃 余目村	7.14	77.88		
昭和29年 4月 1日 事業開始	計			10,265	48,167
昭和30年 3月31日 編入	信夫郡 大笹生村	43.78	121.66	599	3,842
〃	〃 笹谷村	5.02	126.68	474	2,839
〃	〃 吉井田村	4.52	131.20	557	3,132
〃	〃 荒井村	12.57	143.77	428	2,616
〃	〃 土湯村	57.69	201.46	164	822
〃	伊達郡 霊山町の一部(大波)	16.13	217.59	270	1,716
昭和30年 7月10日 編入	〃 立子山村	14.58	232.17	370	2,357
昭和31年 9月30日 編入	信夫郡 佐倉村	24.47	256.64	573	3,601
昭和32年 7月 1日 編入	信夫郡 吾妻村の一部(野田)	1.88	258.52		
昭和39年 1月 1日 編入	〃 飯坂町	270.09	528.61	3,727	16,769
昭和41年 6月 1日 編入	〃 松川町	64.28	592.89	1,638	7,660
〃	〃 信夫村	41.17	634.06	1,287	6,025
昭和43年10月 1日 編入	〃 吾妻町	111.80	745.86	2,049	8,377
昭和47年～平成9年境界変更による		0.57	746.43		
平成20年 7月 1日 編入	伊達郡 飯野町	21.31	767.74	940	1,780
平成26年～平成27年境界変更による		△0.02	767.72		
令和8年 3月 31日現在の面積・国保世帯・被保険者数			767.72	30,273	43,251

2　事務機構

（令和８年４月１日現在）

(1)機構



(2) 国保年金課事務分掌

(1) 国民健康保険事業の企画調整に関すること
(2) 国民健康保険事業に係る予算及び決算に関すること
(3) 国民健康保険税の調定に関すること
(4) 国民健康保険被保険者の資格及び被保険者証の交付に関すること
(5) 国民健康保険税の賦課及び減免に関すること
(6) 国民健康保険の診療報酬に関すること
(7) 国民健康保険の給付に関すること
(8) 国民健康保険の第三者行為、不正及び不当利得に関すること
(9) 後期高齢者医療制度に係る資格及び給付の窓口業務に関すること。
(10) 後期高齢者医療保険料の収納に関すること（国保年金課所管に属するものに限る。）
(11) 後期高齢者医療保険料の欠損処分に関すること（国保年金課所管に属するものに限る。）
(12) 後期高齢者医療事業に係る予算及び決算に関すること。
(13) 国民年金制度の普及に関すること
(14) 国民年金被保険者の資格に関すること
(15) 国民年金保険料の免除に関すること
(16) 国民年金の給付に関すること
(17) 福祉年金及び特別障害者給付金に関すること
(18) 年金生活支援給付金に関すること
(19) その他国民年金の業務に関すること
(20) 徴税吏員の証票に関すること(国保年金課所管に属するものに限る。)

(3) 職員の配置状況

（単位：人）

区分 / 課・係			課長	課長補佐	室長	主任主査	主任技査	係長	主任	主査	主任保健師	副主査	副主任保健師	主事	保健師	計	専任・兼任の別	
																	専任	兼任
国保特別会計支弁職員	国保年金課	課　長	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—
		総務給付係	—	1	—	—	—	—	—	3	—	2	—	4	—	10	10	—
		国保資格係	—	—	—	—	—	1	—	2	—	3	—	3	—	9	9	—
	納税課	課　長	(1) —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	(1) —	— —	(1) —
		納税管理係	— —	(1) —	— —	— —	— —	— —	— —	(4) —	— —	(3) 1	— —	(3) —	— —	(11) 1	— —	(11) 1
		納税第一係	— —	— —	— —	— —	— —	(1) —	— —	(3) —	— —	— 1	— —	(1) 1	— —	(5) 2	— —	(5) 2
		納税第二係	— —	— —	— —	— —	— —	(1) —	— —	(2) —	— —	— 2	— —	— 2	— —	(3) 4	— —	(3) 4
		納税第三係	— —	— —	— —	— —	— —	(1) —	— —	(4) —	— —	— —	— —	— 2	— —	(5) 2	— —	(5) 2
		滞納整理推進室	— —	— —	(1) —	— —	— —	— —	(1) —	(3) —	— —	— —	— —	— 1	— —	(5) 1	— —	(5) 1
	小　計		(1) 1	(1) 1	(1) —	— —	— —	(3) 1	(1) —	(16) 5	— —	(3) 9	— —	(4) 13	— —	(30) 30	— 20	(30) 10
その他	国保年金課	後期高齢者医療係	—	—	—	—	—	1	—	4	—	3	—	1	—	9	—	—
		国民年金係	—	—	—	—	—	1	—	—	—	2	—	2	—	5	—	—
	健康づくり推進課	検診予防係	—	1	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—	1	5	—	5
計			2	3	1	—	—	6	1	25	1	18	1	20	1	79	20	45

３ 国民健康保険運営協議会

（１） 委員構成

（令和８年６月１日現在）

選 出 区 分	人 数
被保険者代表	４ 名
保険医又は保険薬剤師代表	４ 名
公 益 代 表	４ 名
被用者保険等保険者代表	２ 名
計	１４名

○任 期　　令和７年６月１日 ～ 令和１０年５月３１日

○報 酬　　日額 ８，０００円 （平成１３年度から）

（２）開催状況

開催年月日	議 事	出席委員
令和7年5月22日	諮問事項 ①福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案） ②東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例（案） ③令和７年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（案） 報告事項 ①令和７年度市民検診のお知らせ ②マイナンバーカードの健康保険証利用促進の状況について	１１人
令和7年7月1日	委嘱状交付式 ①会長及び副会長の選挙について ②国民健康保険運営協議会について	１０人
令和7年8月19日	諮問事項 ①令和７年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（案） 報告事項 ①令和６年度福島市国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算 ②令和６年度国保運営の主な取り組み ③資格確認書の更新期日の変更について ④マイナンバーカードの健康保険証利用促進の状況について	１３人
令和8年2月19日	諮問事項 ①令和８年度福島市国民健康保険事業費特別会計予算(案)及び令和８年度重点事業(案) ②福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）	１２人